平成２５年（フ）第６２号
鹿児島県姶良市西餅田3102番地36
債務者　二見　晃介
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第１８号
栃木県真岡市東光寺１丁目７番地３　国府田住宅Ｊ号棟
債務者　栗原　和広
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２５年（フ）第１２５号
福井市乾徳４丁目７番12号
債務者　林　　仁
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１４９号
福井県大野市泉町２番３号
債務者　宇野　善昭
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１５３号
福井県吉田郡永平寺町松岡神明１丁目134番地、旧住所福井市高柳町第20号22番地１　アンビアンス207―403号
債務者　辻子　望満
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第８３８号
愛知県日進市岩崎町神明164番地４、住民票上の住所愛知県愛知郡東郷町白鳥１丁目19番地８　ドミール白鳥Ａ棟201号
債務者　白井　康俊
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６８号
福岡県飯塚市横田343番地
債務者　大谷麻太郎
1　決定年月日時　平成25年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第４７号
鹿児島県肝属郡東串良町岩弘2731番地、前住所鹿児島県曽於郡大崎町菱田1225番地３
債務者　清水　哲平
1　決定年月日時　平成25年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第８４号
富山市大泉本町２丁目２番21―202号　大泉本町公園前マンション、前住所富山県黒部市三日市3741番地１
債務者　柴田安都子
1　決定年月日時　平成25年６月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第９３号
広島県福山市御幸町大字森脇47番地　大和荘５号、旧住所広島県福山市御幸町大字中津原1230番地
債務者　後藤　貴義
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第１０１号
広島県福山市千代田町１丁目10番18号、旧住所広島県福山市春日町７丁目６番９号　メゾン寺地Ａ101
債務者　松井　信博（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第１０５号
広島県福山市駅家町大字万能倉635番地３
債務者　有地　俊範
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第１０９０号
名古屋市中村区畑江通９丁目34番地の１　ユーフォニア岩塚501号
債務者　奥野　　篤
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６１号
山口市吉敷佐畑１丁目９番８号　フレンドハイツ102号
債務者　原口　清美
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３９１号
熊本市東区下南部１丁目４番61号　コスモハイツ’90―102号、前住所熊本市東区戸島５丁目15番38号　パストラルマンション203号
債務者　江口　京子
1　決定年月日時　平成25年６月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第５９号
松江市法吉町292番地７
債務者　小玉　好永
1　決定年月日時　平成25年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８１号
松江市鹿島町上講武506番地
債務者　ＩＳＨＩＢＡＳＨＩ　ＺＥＮＡＩＤＡ　ＯＢＩＳＰＯ（石橋ゼナイダ）
1　決定年月日時　平成25年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
松江地方裁判所民事部